

滋賀県立陶芸の森指定管理者 募集要項

令和7年9月

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課

目 次

1	指定管理者の募集について	1
2	施設の概要	1
3	関係法令	2
4	指定管理者が行う業務の範囲等	2
5	指定予定期間	4
6	管理業務を行う際の条件等	4
7	申請の手続	13
8	申請に際しての留意事項	19
9	指定管理者の指定等	20
10	指定管理者指定後の手続	21
11	スケジュール	21
12	問合せ先	22

(資料編)

資料 1	指定管理者制度導入施設 管理運営状況（令和6年度）	24
資料 2	管理業務仕様書	26
資料 3	自主事業承認基準	29
資料 4	過去3か年の使用料収入および減免の実績	30
資料 5	管理料参考額の詳細	31
資料 6	滋賀県立陶芸の森に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項	32
資料 7	指定管理者と県とのリスク分担	38
資料 8	審査基準、審査項目、審査内容および配点	40

(様式編)

様式 1	指定管理者指定申請書	46
様式 1-1	グループ構成表	47
様式 2	陶芸の森の管理運営に係る事業計画書	48
様式 3	収支計画書	51
様式 4	団体概要書	53
様式 5	誓約書	54
様式 6	募集要項の内容等に関する質問書	55
様式 7	説明会参加申込書	56
様式 8	事業計画書等記載事項変更届	57
様式 9	指定管理者申請辞退届	58

1 指定管理者の募集について

公の施設の管理主体については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により指定管理者制度が導入され、民間事業者を含む法人その他の団体も指定管理者として施設の管理を行うことができるようになりました。

このため、滋賀県では、滋賀県立陶芸の森（以下「陶芸の森」といいます。）について、住民サービスのさらなる向上と管理運営の効率化を図るため、指定管理者制度を導入することとし、この要項により指定管理者を募集します。

2 施設の概要

（１）施設の名称 滋賀県立陶芸の森

（２）施設設置の目的・役割

県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とすることにより県の陶器産業の振興と文化の向上を図ることを目的として設置しています。

（３）基本的な運営方針

陶芸の森は、滋賀県を代表する伝統産業である信楽焼の産地に平成2年6月に開設され、信楽の豊かな自然を背景に、本物の陶芸作品に気軽に触れながら、憩い、交流できる美しい公園として、年間約35万人の入園者に利用されています。

また、陶芸の森には、現代陶芸の世界的潮流をいち早く捉え、紹介することにより県の陶芸文化を向上させるとともに、地域や関係機関等における連携のきっかけとなることで、陶器産業に関わる人材の育成による陶器産業の活性化や、地元の賑わい創出に寄与する役目があります。さらに、信楽焼産地に位置する特性を生かして新しい陶芸文化を力強く創造し、国内外にその魅力を発信することにより、信楽焼のブランドイメージ向上に貢献することが求められています。

なお、令和5年度から令和6年度に開催された滋賀県立陶芸の森のあり方に関する懇話会において、今後の方向性として、「つなぐ・育てる」を新たな活動方針として加え、地域、信楽窯業技術試験場、教育機関が陶芸の森をきっかけ（ゲートウェイ）としてつながり、陶器産業の後継者・若手陶芸家の育成（育てる）や地域の活性化に寄与することを掲げました。また、長期的な運営により、「展示機能の充実」、「陶器・陶芸に係る人材育成」、「誰もが気軽に公園を訪れ、楽しむための環境整備」の3つの柱に沿って、施設の更なる魅力向上につなげることにしました。

このため、陶芸の森では次に掲げる事業を基本として、多彩かつ魅力的な事業展開を図り、より多くの利用者に愛され、親しまれる施設として、信楽焼産地をはじめ、他の美術館やさまざまな関係主体と連携し、効率的かつ効果的に管理運営することにより、県の陶器産業の振興および陶芸文化の向上を図ることを、陶芸の森の基本的な運営方針とします。

ア 陶芸作品、陶芸に関する資料等（以下「陶芸作品等」という。）の収集および保管（※）

イ 陶芸作品等の展示

ウ 陶芸作品の創作に関する研修の実施

エ 陶芸文化に関する調査研究および普及活動その他

オ 陶芸の森の設置の目的を達成するために必要な業務

※アの陶芸作品等の収集のうち、県の収蔵品として収集する陶芸作品等の審査・決定は県が行います。

(5) 施設の所在地

甲賀市信楽町勅旨2188-7

(6) 施設の概要・内容

ア 敷地面積

約400,000㎡

イ 施設の構成

(ア) 陶芸館

構造：鉄筋コンクリート造2階建

延床面積：2,334㎡

施設内容：展示室1、展示室2、陶芸館ギャラリー、ミュージアム・ショップ、学芸員室、会議室、応接室、茶室、収蔵庫

(イ) 創作研修館

構造：鉄筋コンクリート造平屋建一部2階建

延床面積：2,852㎡

施設内容：管理棟、窯場（ガス窯、電気窯、園内に穴窯、登り窯等あり）、研修棟、宿泊棟

(ウ) 公園

多目的広場、野外展示場、遊歩道、駐車場、休憩所

※令和6年度の管理運営状況の概要については、資料1「指定管理者制度導入施設 管理運営状況（令和6年度）」のとおり

3 関係法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」といいます。）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第14号）（以下「条例」といいます。）
- (5) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例施行規則（平成2年滋賀県規則第47号）（以下「規則」といいます。）
- (6) 滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）（以下「行政手続条例」といいます。）
- (7) 滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）
- (8) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）
- (9) 博物館法（昭和26年法律第285号）
- (10) 博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）

4 指定管理者が行う業務の範囲等

(1) 業務の範囲

指定管理者が行う業務（以下「管理業務」といいます。）の範囲は次のとおりとします。

なお、アおよびエの業務内容に関する細目的事項は、資料2「管理業務仕様書」を参照してください。

ア 陶芸の森の利用を通じた陶器産業の振興および陶芸文化の向上に関する業務

陶芸館における展覧会の企画・開催や収蔵品の適切な保管、創作研修館における創作事業の実

施などを行う業務です。

イ 陶芸の森の利用の許可に関する業務

創作研修館等の使用承認申請に対して、条例や規則に基づいて使用承認を与える業務です。

ウ 利用料金の収受に関する業務

使用の承認をした施設に係る利用料金や展示観覧料を収受する業務です。

エ 施設、設備および備品の維持管理に関する業務

施設、設備および備品、（以下、「管理物件」といいます。）を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行っていただく業務です。

（２）管理業務の範囲外の業務

指定管理者は、陶芸の森の用途または設置目的を妨げず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとしますので、施設の効用を最大限に発揮させる観点から、創意工夫を活かして積極的に提案してください。

ただし、この場合、あらかじめ資料３「指定管理者自主事業承認基準」に基づく県の承認が必要となります。

事業実施後は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告してください。また、施設の設置目的の範囲外の事業については、事業実施前に県から地方自治法第238条の４第７項の規定による行政財産の目的外使用許可（※）を受けておく必要があります。

※ 幅広い提案を可能とするため、自主事業承認基準を満たし、かつ、施設の用途または設置目的を妨げないものについては、原則として目的外使用許可を認めるよう令和５年３月に目的外使用許可の基準緩和を行いました。このため、是非柔軟な発想で、積極的なご提案をお願いします。

指定管理者による積極的な投資を可能とするため、原則５年である指定期間を10年としていますので、投資を前提とした提案も可能です。ただし、指定管理期間の終了後は、原状復旧が原則となります。

（３）その他

ア 令和８年４月１日以前において、既に使用承認のあった施設利用や実施が決定している事業については、現在の管理受託者から引継ぐこととします。

イ 自動販売機等に係る行政財産の目的外使用許可に関する業務は、県が行います。

なお、飲料用の自動販売機については、原則として県が公募により設置事業者を決定しますが、次の事項に該当する場合は、公募の対象外とします。

（公募の対象外とする場合）

指定管理者が自動販売機設置の申請者となっている場合で、県と指定管理者との協定において、自動販売機による飲料水の販売が指定管理者の自主事業と位置付けられ、県の承認を受けている場合（自主事業としての妥当性を判断した上で、自主事業承認時に利益の一部納付を実施条件とする場合に限る。）。

ウ 指定管理期間中において、施設改修を実施する可能性があります。その際の改修の内容により、施設全体の休園あるいは一部の施設の休館を行っていただく必要があります。この間、指定管理者に当該改修に要する経費負担が生じることはありませんが、入園者数や入館者数に影響が生じることが予想されます。また、工事に伴う入園者・入館者への安全配慮、工事実施者との現地調整等に協力をお願いすることとなります。加えて、仕様書に示す展示業務等については、実際の改修の内容や工期等により変更する可能性があります。その場合には県と協議のうえ、必要に応

じて契約を変更する可能性があります。

エ 県では、自主財源の確保や施設サービスの向上を図るため、ネーミングライツ(※)の取組を進めています。陶芸の森においても、今回の指定期間中にネーミングライツを導入する可能性があります。その際の取扱いはこちらのとおりとします。

(※)ネーミングライツとは、公の施設に「企業名や商品名等を冠した愛称」を付与する権利を与える代わりに、ネーミングライツパートナー（命名権者）から対価としてネーミングライツ料を得る取組です。

- (ア) 施設に係る印刷物やホームページでは、愛称を用いることとし、作成に要する費用は、印刷物については作成者、ホームページについてはホームページの管理者が負担するものとします。
- (イ) 指定管理者は、イベント等の開催時に、愛称を使用した広報を行うよう、主催者や施設利用者等に徹底することとします。
- (ウ) ネーミングライツ導入に伴い、ネーミングライツパートナーの負担により、施設の看板や案内図等の表示変更や改修工事を行うことがあります。この場合、県は、事前に指定管理者と協議を行うこととします。
- (エ) その他ネーミングライツ導入に伴い、指定管理者の業務内容等に変更が生じた場合は、県と指定管理者は業務内容等について、協議を行うこととします。

5 指定予定期間

- (1) 令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間を予定しています。
- (2) 指定予定期間は、議会の議決後、正式に指定期間となります。
- (3) ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、県は、公の施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部または一部の停止を命ずる場合があります。

6 管理業務を行う際の条件等

(1) 管理業務に要する経費

陶芸の森の管理業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が管理業務の実施に伴い収受する収入および県が支払う管理料により賄うこととなります。

ア 利用料金

(ア) 利用料金の収入等

施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分および金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者において設定してください（今後、消費税および地方消費税の税率改正や公の施設の使用料の見直し等に伴い、指定期間中であっても、利用料金の上限である条例別表に定める額を見直すことがあります。）。

利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

(イ) 利用料金の減免

利用料金については、あらかじめ知事の承認を得た上で、指定管理者自らの判断により減免を行うことができます。

なお、現在、適用している次の減免基準については、引き続き適用できるよう配慮してください。

a 「家族ふれあいサンデー」（毎月第3日曜日）

「家族ふれあいサンデー」において、県内在住の親子・家族連れの展覧会の観覧料を無料とすること。

b 「こどもの日」（毎年5月5日）

「こどもの日」において、県内に在住する18歳未満の子どもと同伴の保護者の展覧会の観覧料を無料とすること。

c 「体験学習の日」（毎週土曜日）

「体験学習の日」において、県内に在住または、県内の学校・園に在学・在園している18歳未満の子どもは、展覧会の観覧料を無料とすること

ただし、減免による利用料金収入の減収については、管理料に当該減収分が見込まれているものとし、補填等の措置は行いません。なお、過去3か年の使用料収入および減免の実績については、資料4「過去3か年の使用料収入および減免の実績」を参照してください。

イ 管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理業務を実施する中で、県以外からの助成金や寄附金、図録の販売収入など指定管理者が収受する収入については、指定管理者の収入となります。

ただし、県の収入とすることを条件として収受するものは、除きます。

ウ 県が支払う管理料

(ア) 管理料算定の考え方

県は、管理業務に要する経費から利用料金収入見込額および管理業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入の見込額を差し引いた額を、指定管理者に管理料として支払います。

管理料の額は、申請の際に提出のあった収支計画書において示された管理料の金額を上限として、県の予算額の範囲内で、協定において定めるものとします。

(イ) 参考額

指定期間中（10年間）における管理料総額の参考額は、1,825,884,000円（消費税および地方消費税を含む。）とし、これを目安に事業計画書を作成してください。

なお、参考額の詳細および陶芸の森の管理運営に係る過去3か年における収入・支出の実績および内訳については、資料5「管理料参考額の詳細」を参照してください。

(ウ) 管理料の精算

協定により定めた管理料は、管理業務に要した経費または利用料金その他の収入に増減があっても、原則として増額や減額はいたしません。ただし、次の経費については、管理料は別途精算することとします。

a 管理物件の修繕または改修（見積額が1件当たり100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上の修繕または管理物件の効用の増加を目的とした改修で、県と指定管理者の協議により指定管理者が行うこととなったものに限る）に係る経費。

b 行政財産の目的外使用許可部分に係る光熱水費で、指定管理者において県に代わり一括して電力会社等に支払うもの。

c 4（3）ウの規定による施設改修の実施に伴い支出に変動が生じる場合の変更額。

(エ) 管理料の支払い

管理料は、各年度ごとに県と指定管理者が協議して作成する支払計画書に従ってお支払いします。

(オ) 管理口座・区分経理

管理業務に係る収入および支出については、独立した口座を設けて管理を行い、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

なお、甲賀市信楽産業展示館の施設運営にかかる区分経理について、処理し難い場合にあってはこの限りではありません。

(カ) 管理料積算に当たっての留意事項

管理料の積算に用いる消費税および地方消費税の税率は、10%とします。なお、今後、消費税および地方消費税の税率が改正された場合は、当該改正による収入および支出への影響（消費税および地方消費税の税率が改正されたことに伴い、条例別表に定める額が改正されたときは、当該改正による収入への影響を含む。）を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

その他、消費税および地方消費税の税率改正とは別時期に条例別表に定める額が改正され、指定管理者が利用料金を変更される場合は、当該変更による収入への影響を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、管理料を決定します。

また、リスク分担表で定める急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動が認められた場合は、県が参考額を算定した際の各支出金額や指標値増減率等を踏まえて管理料を再算定し、県と指定管理者で協議の上、翌年度の管理料を決定します。

(2) 管理運営方針

管理業務を行うに当たっては、「2（3）基本的な運営方針」の内容を理解のうえ、遵守しなければなりません。

なお、指定管理者には、創意工夫による利用者に対する質の高いサービスの提供を期待しています。

(3) 管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は、次のとおりです。

なお、管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、基本協定で定めます。（10（1）参照）

ア 休園日および開園時間

休園日および開園時間は、次のとおりとしますが、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、変更することができます。

(ア) 開園時間

午前9時30分から午後5時まで（創作研修館を除く）

(イ) 休園日

- a 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- b 年末・年始（12月28日から翌年1月4日まで）

イ 法令等の遵守

「3 関係法令」に記載した法令のほか、労働法令等指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を遵守し、管理業務を実施してください。

ウ 管理運営目標の達成

陶芸の森では、次の管理運営目標を定めていますので、その達成に向けて必要な取組を行ってください。なお、以下のア～エの管理運営目標は相互に連携した取組となるように留意してくだ

さい。

(ア) 多彩な魅力あふれる展覧会の開催による陶芸文化の向上

陶芸館において、子どもや高齢者など誰もが気軽に楽しめる展示や、陶芸の森が実施する事業の成果を発表する展示の他、現代陶芸の世界的潮流を的確に捉え、信楽焼産地に芸術的刺激をもたらす専門性、芸術性の高い展覧会など、陶芸文化の多彩な魅力を紹介する展覧会の企画・開催や、陶芸の森がこれまでに収集を行ってきた作品を活用して、県民の陶芸文化に対する理解と関心を高めるとともに、県外や国外も含めて利用者を拡大するよう努めること。また、現地開催の他、VR映像等を活用したインターネット展覧会等、より効果的な展覧会の実施方法を検討すること。

(イ) アーティスト・イン・レジデンス事業による新しい陶芸文化の創造

世界各国から多様な感性と技術を有するアーティストを受け入れ、快適な創作活動の場を提供することにより、次代における陶芸文化の新しい潮流を創造し、世界に向けて力強く発信することにより、陶芸文化創造の世界的拠点として信楽の国際的認知度を高めるよう努めること。

(平成2～令和6年度受入実績：60か国、延べ1,580人、年平均47人)

(ウ) 信楽ブランド構築による陶器産業の振興

信楽焼の魅力を紹介する展覧会を県外や国外の美術館等に巡回したり、陶芸の森の敷地を活用して、屋外における陶芸作品等の展示を行ったり、信楽焼産地と陶芸の森に滞在するアーティストとの交流を活発化したり、陶芸に関連するイベントを実施するなど、陶芸の森の機能を十分に活かした信楽ブランドの構築に努めるとともに、滋賀県工業技術総合センター信楽窯業技術試験場とも連携し、陶器産業の振興に寄与すること。

また、それらの取組の成果や魅力を、SNS等を活用して広く国内外に発信することで、陶芸の森や信楽地域の魅力向上に努めること。

(エ) 本物の陶芸を体験する機会の提供による未来を担う子どもたちの育成

つちっこプログラム(※)の取組を引継ぎ、地元陶芸家やボランティア、学校と協働し、学校への出前授業や、展覧会鑑賞と地域の窯元でのやきもの体験などを組み合わせた教育プログラムを子どもたちに提供することにより、ものづくりや陶芸に対する興味や関心を持ってもらうとともに、未来を担う心豊かな人材の育成を図る機会を提供すること。

※つちっこプログラムとは、世界にひとつの宝物づくり実行委員会および公益財団法人滋賀県陶芸の森が実施する子どもやきもの体験を中心とした事業をいう。

(オ) 事業間・関係主体間の連携による陶芸の森および信楽産地の魅力向上

陶芸の森が実施する事業間や関係主体が実施する取組との連携、あるいは関係主体間の連携をコーディネートする人材を軸として、相互作用による各種取組の効果向上を図り、産地全体の魅力向上や陶器産業に関わる人材の育成に寄与すること。

(カ) 利用者の拡大と効率的・効果的な施設の管理運営

[数値目標](※)

- a 利用者数 ・年間入園者数 35万人以上
・年間観覧者数 令和3～令和6年度の平均値以上(約26,000人)
- b 利用料金収入 令和3～令和6年度の平均値以上(約21,500千円)
- c アンケート調査(展覧会)による満足以上の割合80%以上

※数値目標は5年後に見直すこととする。

エ 必要な人員の配置

管理運営目標の達成に向けて、事業を安定的・継続的に行うことが可能な有資格者や経験者等適正な人員の配置をしてください。

具体的には、滋賀県や信楽の陶芸文化に関する高い知識と他美術館との幅広いネットワークを有する経験豊かな学芸員や、登り窯や穴窯をはじめとする焼成施設の運転や焼成技術に関する専門知識・ノウハウを有する指導員を配置してください。また、アーティスト・イン・レジデンス事業においては、海外アーティストとの連絡調整能力が必要となります。この他、陶芸の森において実施される各種事業や地域の活動を十分に把握し、それら相互の連携をコーディネートできる人材の配置など、適切な体制を整えてください。

オ 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって陶芸の森を常に良好な状態に管理しなければなりません。

カ サービスの向上

施設を清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加に努めることとします。また、各種トラブル、苦情等には、迅速かつ適切に対応することとします。

キ 陶芸の森の施設の適切な維持管理

管理業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、保守点検、修繕、清掃その他の適切な維持管理を行ってください。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕（県が長期保全計画として策定した計画（以下「長期保全計画」という。）に基づく修繕等を除く。）については、見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

管理物件の効用の増加を目的とした改修および長期保全計画に基づく修繕等については、県の負担と責任において実施するものとします。

ただし、上記により県の負担と責任において実施するものとされる修繕等や改修についても、管理業務と一体として実施することが適当と認められる場合は、県と指定管理者が協議の上、指定管理者に実施させることができるものとし、詳細については、協定で定めます。（この場合、所要経費については、6（1）ウ(ウ)により、精算を行います。）

なお、長期保全計画は、修繕等の対象の劣化状況その他の事情により、適宜変更することがあります。

ク 施設の使用承認

施設の供用（使用承認）に当たっては、県民の利用に関し公平性を確保することとします。

ケ 緊急時の対応

指定管理者は、陶芸の森において施設利用者の事故や災害その他の緊急の対応を要する事態が発生した場合に現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに県に報告しなければなりません。

指定管理者は、緊急時に適切な対応をとれるよう、予め、事故・災害対策のマニュアルや、夜間・時間外における災害等を想定した関係機関との緊急連絡網の作成、近隣の避難所等までの経路の確認等、緊急時の対応に必要な体制等を整備しなければなりません。

陶芸の森の第1、2、4駐車場は、甲賀市から指定避難所に指定されています。

災害時に避難所が開設される場合、指定管理者は避難所の開設および運営に施設管理者として協力していただきます。

災害時に陶芸の森の第3駐車場は甲賀市信楽町勅旨丸岡区が自主避難場所として使用される場合があります。この場合、指定管理者は事業等に支障がない限り、避難場所の開放を行っていただきます。

また、陶芸の森は、滋賀県地域防災計画により県の広域輸送拠点・後方支援拠点に位置付けられていますので、県が物資の保管や施設の利用制限等について協力を求める場合があります。

なお、市町の指定避難所に指定されていない箇所であっても、災害時には、住民等の緊急の避難等の場所となることがあり、指定管理者に避難所等の開設および運営への協力を求める可能性があります。

コ 管理業務の実施に伴い取得した情報の取扱い

指定管理者および指定管理者が使用する者は、管理業務を行うことにより知り得た情報を他に漏らし、または不当な目的のために利用してはなりません。

また、指定管理者の指定期間が満了し、もしくは指定を取り消され、または指定管理者が使用する者が管理業務に従事しないこととなった後においても同様とします。

サ 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定を遵守し、個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

また、管理業務に従事する者は、その業務に従事しなくなった後も含め、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当に使用してはなりません。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、個人情報保護法に基づく罰則が適用される場合があります。

シ 情報セキュリティ対策

指定管理者は、管理業務を行うに当たり、県と協議の上、資料6「滋賀県立陶芸の森に係る指定管理者情報セキュリティに関する遵守事項」をもとに、別途情報セキュリティに関する遵守事項を定め、これにより、情報セキュリティ対策を講じることとします。

ス 文書の管理・保存

管理業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図画、写真および電磁的記録（以下「管理文書」といいます。）は、滋賀県文書管理規程等を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、県の指示に従って引き渡しを行ってください。

セ 情報公開

指定管理者が保有している管理文書は、指定管理者が別途情報公開規程等を策定し、情報を公開することとします。

ソ 行政手続条例の適用

指定管理者が行う行政処分については、行政手続条例に基づいて行わなければならない、審査基準、標準処理期間および処分基準を定めておかねばなりません。

タ 委託の禁止

管理業務の全部または一部を第三者に委託することはできませんが、清掃、警備といった個別

の業務を第三者に委託することは可能です。ただし、この場合は、委託契約の内容、委託先（名称・所在地）、委託金額、委託期間、委託理由、委託先選定方法等を県に報告し、あらかじめ県の承認が必要となります。なお、承認の時点で不明な事項については、事後に県へ報告してください。

チ 委託契約等における暴力団の排除措置

相手方が暴力団または暴力団員と知りながら業務の委託契約や物品購入契約等を締結した場合には、指定の取消しの対象となります。契約を行おうとする相手方が暴力団または暴力団員か否か疑わしいときには、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に準じて排除措置を講じてください。

ツ 県施設としての協力

県の事業を陶芸の森において実施しようとする場合は、優先的な予約などの協力を図ってください。また、施設の活性化を検討する目的で、施設の管理運営に支障を及ぼさない範囲で、他の民間事業者へ暫定的な施設利用を認める仕組み（トライアル・サウンディング）を導入する場合がありますので、実施に向けた協力をお願いします。

（４）指定管理者と県とのリスクの分担

指定管理者と県とのリスクの分担は、原則として資料７「指定管理者と県のリスク分担」のとおりとします。

（５）その他管理業務を行うに当たって指定管理者が留意しなければならない事項

ア 入札等による管理経費の節減

管理業務の実施に当たり、商品・サービスを調達する場合は、入札等により管理経費の縮減に努めていただくこととします。特に、電力調達については、電力の小売が全面自由化されていることを踏まえ、入札等の実施に努めてください。

イ 環境配慮の推進

管理業務の実施に当たっては、電気等エネルギーの効率的利用、廃棄物の発生抑制・適正処理、リサイクルの推進、リサイクル認定製品等の環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）、環境負荷の低減に積極的に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うグリーン入札の実施など、環境への配慮に努めていただくこととします。なお、物品や電力を含むサービスの調達については、「滋賀県グリーン購入基本方針」を定めていることから、その内容に沿った調達に努めてください。

ウ 職員の採用

指定管理者は、職員を採用する場合には、本人の適性や能力以外の事項を条件にすることなく、幅広く応募できるよう配慮してください。

エ 障害者の雇用

指定管理者は、障害者の雇用について、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）に基づき国および地方公共団体に義務づけられている雇用率を達成できるよう努めてください。

オ 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めてください。

カ 県内事業者への配慮

管理業務を行うに当たって、委託業務の発注等において、県内事業者への発注に努めてくださ

い。また、規格、品質、価格等が適した県産品がある場合は、これを優先して購入するよう努めてください。

キ 男女共同参画・女性活躍の推進

指定管理者は、男女共同参画や女性活躍等の視点を踏まえ、すべての人が働きやすい職場環境づくりに努めてください。

ク 管理物件の現状変更

指定管理者が、管理業務を実施するために管理物件の新設、増築、改築、移設、改造その他の現状変更をしようとするときは、あらかじめ県の承認を受けていただいた上、指定管理者の負担で実施してください。なお、この場合、当該現状変更部分については、指定管理者は、将来にわたってその権利を主張できないものとします。

ケ 継続雇用の配慮

指定管理者は、陶芸の森において現在の指定管理者により雇用されている職員について、継続的に雇用されるよう配慮してください。

コ DXの推進

県では会計事務のDXを推進しています。県民の利便性等の向上を図るため、利用料金等を収受する方法としてキャッシュレス決済を導入してください。各決済ブランド等の利用について、必要な手続きを行い、運用開始後の決済ブランドの追加等についても対応してください。

なお、以下(ア)(イ)(ウ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いを必須とします。

(ア) クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners

(イ) 二次元コード

PayPay、楽天Pay、d払い、auPAY、Alipay

(ウ) 電子マネー

交通系IC (ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天Edy、iD、QUICPay

(6) 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

ア 指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合、またはそのおそれが生じた場合には、速やかに県に報告しなければなりません。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定管理者による適正な施設管理が困難となった場合またはそのおそれがあると認められる場合には、県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善計画書の提出およびその実施を求めることができます。

ウ 指定管理者が次の事由に該当するときは、県は、自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、または期間を定めて業務の全部または一部の停止を命じることができます。

(ア) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、協定に定めた事項を履行しないとき、または履行できる見込みがないと認められるとき。

(イ) 財務状況が著しく悪化し、管理業務の遂行が困難と認められるとき。

(ウ) 関係法令、条例、規則または協定の規定に違反したと認められるとき。

(エ) 指定管理者の指定手続きおよび管理業務の実施に当たり、不正の行為があったとき。

(オ) 管理業務に関する知事の指示に従わないとき。

(カ) 管理業務に関して、知事が求めた報告を行わず、もしくは実地調査等を拒否または妨害したとき。

(キ) 上記イにおいて、指定管理者が当該期間内に改善計画書を提出せず、または改善計画書に

定められた事項を実施しなかったとき。

(ク) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ケ) 「7（2）申請者の備えるべき資格等」を満たさなくなったとき。

(コ) その他、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

エ 上記ウにより指定管理者の指定が取り消され、または業務停止となった場合に、県に損害が発生したときは、指定管理者は、県に生じた損害について賠償の責めを負うこととなります。なお、指定管理者に損害や追加費用などが生じても、県は賠償等を行いません。

オ 不可抗力その他県または指定管理者の責めに帰することができない事由により管理の継続が困難となった場合は、県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

カ 指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）または指定が取り消されたときは、速やかに、管理物件を原状回復して県に引き渡すとともに、県または新たな指定管理者と十分に事務引き継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について県の承認を得たときは、この限りではありません。

（7）事業計画および事業報告

ア 事業計画

事業実施計画、人員配置計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の11月末（指定期間の初年度に係る事業計画書にあつては、県が指定する期日）までに提出し、県の承認を得てください。

イ 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、事業報告書を県に提出することとします。

（8）管理業務の状況把握および評価

ア モニタリング

指定管理者は、常時、管理業務の状況を把握し、日報等に記録するとともに、目標水準の達成状況や改善方針等、県が別に定める事項について、月例業務報告書を作成して翌月の10日までに県に報告することとします。

県は、指定管理者から提出された事業報告書、月例業務報告書の内容のほか、指定管理者に対する報告徴収、調査等の結果をもとに、管理業務の状況、指定管理者の経理の状況等を確認します。

イ 是正勧告

モニタリングの結果、必要と認めるときは、県は、業務の改善等必要な指示を行います。

なお、改善勧告等によっても改善が見られない場合、および指定管理者が行う管理業務の内容が「6（3）管理の基準」を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すことがあります。

ウ 利用者満足度調査等による利用者の声の把握

指定管理者は、施設利用者の満足度、ニーズ等を把握し、管理業務に反映するため、利用者満足度や施設利用者の意見・苦情等を把握し、その結果および業務改善の状況について県に報告することとします。

エ 評価

県は、指定管理者から提出された事業報告書の内容を踏まえて、管理業務の実施状況等に係る評価を実施するとともに、事業報告書に記載する改善方針と併せて対外的に公表することとしま

す。なお、必要に応じて、事業報告書に加えて、改善方針に係る資料の提出を求めることがあります。

オ 県と指定管理者の意見交換

県と指定管理者は、管理運営上の課題や評価結果等について、定期的に意見交換を実施することとします。

(9) 備品の帰属

ア 管理物件の備品が、経年劣化等により管理業務の用に供することができなくなった場合は、当該備品と同等の機能および価値を有するものの見積額が1件につき100万円未満のものについては、管理料に当該経費が見込まれているものとし、指定管理者の負担で購入または調達してください。

イ アにより購入または調達した備品の所有権は、県に帰属するものとします。

(10) 調査

知事は、法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して管理業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示を行います。

また、県の監査委員等が、滋賀県の事務を監査するために必要があると認める場合に、指定管理者に対し出頭を求め、実地に調査し、または帳簿書類その他の記録の提出を求めることがあります。

(11) 管理業務を実施するに当たっての注意事項

ア 指定管理者が、管理業務に関する規程、要綱等を作成する場合は、滋賀県と事前に協議することとします。

イ 協定に定めのない事項については、県と協議することとします。

(12) 提供した資料の取扱い

県が提供した資料等は、申請に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、県の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

7 申請の手続

(1) 募集要項の配付

募集要項を令和7年9月12日（金）～10月16日（木）に配付します。

また、イノベーション推進課ホームページからもダウンロードできます。なお、郵便での配付は行いません。

イノベーション推進課ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/shoukougankouroudoubu/monodukurishinkouka/index.html>

配付場所：滋賀県庁東館2階 商工観光労働部イノベーション推進課

モノづくり・地場産業振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3793

配付時間： 平日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 申請者の備えるべき資格等

ア 指定管理者の指定を受けるための申請ができるのは、法人その他の団体（以下「法人等」とい

う。)であって、次に該当しないものに限り(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。)

(ア) 役員等に制限行為能力者が含まれている法人等

(イ) 役員等に破産者で復権を得ない者が含まれている法人等

(ウ) 役員等に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている法人等

(エ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団または暴力団員と密接な関係を有する法人等、役員等に暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人等および暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している法人等

(オ) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

(カ) 会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等

(キ) 滋賀県から入札参加停止措置を受けている法人等

(ク) 直近の1年間に都道府県税または消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(ケ) 地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、滋賀県から指定の取り消しを受けたことがある法人等

(コ) 滋賀県における選定委員会で指定管理者の候補者として選定された通知を受け取った後、議会の議決までに辞退したことがあり、辞退の日から起算して1年を経過していない法人等

(サ) 滋賀県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した法人等

イ 陶芸の森のサービス向上または管理業務の効率的実施を図る観点から必要な場合は、複数の法人等(以下「グループ」という)が共同して申請を行うことができます。この場合は、次の事項に留意してください。

(ア) グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めてください。なお、代表となる法人等または構成団体の変更は、原則として認めません。

(イ) グループの構成団体間における管理業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途協定書で定めてください。

(ウ) グループの構成団体のいずれかがアの(ア)からサのいずれかに該当する場合は、申請することとはできません。

(エ) 次の(3)ア(オ)に掲げる書類については、構成団体それぞれについて提出してください。また、(3)ア(エ)に掲げる書類については、代表企業について該当するものがある場合にのみ提出してください。

※ グループでの申請の例として、維持管理会社、警備会社、セミナー等を実施する会社など、それぞれ得意分野を活かして陶芸の森の管理運営に参加する形態が考えられます。

ウ 複数申請の禁止

申請については、1団体につき1申請に限り(法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。)

(3) 申請の方法

ア 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を県に提出してください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

グループ申請の場合、グループ構成表(様式第1－1号)を併せて提出してください。

(イ) 陶芸の森の管理運営に係る事業計画書（様式第2号）

a 基本方針等

- ・ 指定管理者の指定を申請した理由
- ・ 陶芸の森の管理運営を行うにあたっての基本方針

b 事業等の実施計画

次の各項目における取組内容を具体的に記載してください。なお、（ア）に記載した基本方針に沿った取組内容となるよう留意してください。

(a) 管理運営目標の達成に向けた事業計画

- ・ 多彩な魅力あふれる展覧会の開催による陶芸文化の向上
- ・ アーティスト・イン・レジデンス事業による新しい陶芸文化の創造
- ・ 信楽ブランド構築による陶器産業の振興
- ・ 本物の陶芸を体験する機会の提供による未来を担う子どもたちの育成
- ・ 利用者の拡大と効率的・効果的な施設の管理運営
- ・ 事業間・関係主体間の連携による陶芸の森および信楽産地の魅力向上

(b) 施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案、陶芸の森が取組む事業間や関係主体（地元住民、学校、企業、他産地、信楽窯業技術試験場等）との連携に関する提案（自主事業でも可。提案は任意としますが、いただいた提案は評価対象としますので、是非、施設の活性化に向けた積極的な提案をお願いします。）

(c) 管理経費の縮減、収入増に向けた取組

(d) 施設等の維持管理業務

(e) 自主事業

(f) 管理運営体制

- ・ 組織図
- ・ 人員体制

組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制（勤務時間、休日設定など）、職務分担および職務内容を示すこと

・ 人員配置計画等

責任体制（責任者の常駐の有無等）、執行体制（広報、経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等）、有資格者・経験者の配置状況等

・ 人材育成方針および研修計画

・ 現に従事している職員の雇用についての考え方

・ 業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方

(g) 広報計画

(h) その他

- ・ 個人情報保護の取り組み

- ・ 情報公開への対応
- ・ 環境への配慮
- ・ 職員の採用、障害者の雇用への対応
- ・ 人権への配慮
- ・ 防災、防犯その他緊急時の体制・対策
- ・ 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法
- ・ 利用者の要望の把握および対応策
- ・ 円滑な業務引継ぎに向けての計画
- ・ ネーミングライツパートナーの申請に係る提案（指定管理者の申請者の働きかけに基づき、ネーミングライツパートナー申請を行うことを確約する書類を添付すること）
- ・ 特記事項（その他、陶芸の森の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案があれば記載）

(ウ) 収支計画書（様式第3号）※様式は例として定めますが、以下のa、b、cの内容を満たしていれば、任意様式での提出も可とします。

a 陶芸の森の管理運営に係る令和8年度収支予算案

県から支出する管理料の基礎となる管理運営の必要経費および収入見込額について算出し、提案してください。提案される収支計画については、経費の縮減が図られ、かつ収支が適正でバランスがとれている必要があります。

b 利用料金に関する考え方

陶芸の森の利用料金の額については、指定管理者が条例で定める額の範囲内において、県の承認を得て決定するものです。利用料金の設定案と、料金設定についての基本的な考え方について提案してください。

c 指定期間10年間の収支計画

陶芸の森の管理運営に関する業務と自主事業の実施に関する業務に分けて、次の計画を提出してください。

(a) 利用人員予測（入園者数、観覧者数）

(b) 収支計画

- ・ 収入については、利用料金収入の予測、管理料見積り予測額およびその他の収入の予測額を計上してください。
- ・ 支出については、管理費（人件費含む）および事業費として所要額を計上してください。
- ・ 消費税および地方消費税は、税率10%で算出してください。

(エ) 社会政策推進関係資料

- a 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し
- b 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
- c 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- d 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- e 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- f 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- g 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- h 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- i 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- j 環境マネジメントシステムのうち、次の(a)～(d)のいずれかの認証・登録を受けている場合には、(a)については、審査登録機関の証明書の写しを、(d)以外については、その認証証・登録証の写し
 - (a)国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - (b)一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - (c)特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - (d)一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証
- (オ) その他の書類
 - a 法人等の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

定款および寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等(団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類)および代表者の身分証明書を提出してください。
 - b 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

申請日前 3 か月以内に取得したものを提出してください。

登記のない法人の場合は、名称および本店または主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。
 - c 印鑑証明(申請日前 3 か月以内に取得したもの)
 - d 法人等の決算関係書類

過去 3 か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずる書類を提出してください。

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、収支予算書またはこれに準ずる書類を提出してください。
 - e 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書および収支予算書を提出して下さい。
 - f 団体概要書(様式第 4 号)

設立趣旨、事業内容のパンフレット等法人の概要がわかる資料があれば、あわせて提出してください。
 - g 役員名簿(役職、氏名、性別、現住所および生年月日を記載したもの。なお、商号または名称、代表者、経営者等の氏名には、必ずふりがなを付してください。)
 - h 消費税及び地方消費税の納税証明書

新たに設立する法人または設立初年度の法人にあつては、添付を要しません。

i 誓約書（様式第5号）

申請者の備えるべき資格および申請書等の記載事項に関する誓約書を提出してください。虚偽の申請であることが判明した場合は、指定期間中であっても指定の取消しとなる場合があります。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、全ての県税およびこれに付随する延滞金等の納付に関して、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手しますので、あらかじめ御了承ください。

また、暴力団排除に係る欠格要件該当の有無について、指定管理者に係る暴力団排除措置要領に基づき滋賀県警察本部に照会しますので、あらかじめ御了承ください。

イ 提出部数

正本1部副本9部を提出してください。ただし、ア(エ)ならびに(オ)a、b、c、gおよびiについては、正本1部のみを提出してください。（グループによる申請の場合は、(オ)に規定する書類は正本1部副本9部を構成団体ごとに提出してください。ただし、(オ)a、b、c、gおよびiについては、構成団体ごとに提出してください。）

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参または郵送とします。

〔提出先〕 滋賀県庁東館2階 商工観光労働部イノベーション推進課

モノづくり・地場産業振興係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3793

エ 受付期間

持参の場合は、令和7年9月12日（金）から10月16日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

また、郵送の場合は、書留郵便で、10月16日（水）午後5時必着とします。

なお、電子メール、FAXでの提出は認めません。

（4）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和7年9月12日（金）～ 10月2日（木）午後5時まで（必着）

イ 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書（様式第6号）に記入の上、郵送、FAXまたは電子メールにより提出してください。質問の未到着を防ぐため、事後の確認をお願いします。

〔FAX番号〕 077-528-4876 〔メールアドレス〕 fd00@pref.shiga.lg.jp

ウ 回答方法

質問された方には、郵送、FAXまたは電子メールにより個別に回答するほか、申請者間の公平を期するため、質問および回答をイノベーション推進課ホームページ（アドレス：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/shoukougankouroudoubu/monodukuri-shinkouka/index.html>）において公表します。（質問者名は表示しません。）

募集要項の内容等に関する質問およびその回答は、その後の提案の内容や審査事項に反映されることから、電話等による質問回答は一切いたしませんのでご了承ください。ただし、電話

による照会を一切お断りするものではありませんので、不明な点については、気軽に相談してください。

また、現地説明会において出された質問および回答についても併せて公表します。

なお、内容によってはお時間をいただく場合があります。

(5) 現地説明会の実施

現地説明会を次のとおり開催します。

参加を希望される団体は、説明会参加申込書（様式第7号）に記入のうえ、郵送、FAXまたは電子メールにより、令和7年9月19日（金）午後5時までにお申し込みください。（必着）

ア 開催日時

令和7年9月25日（木）午前10時開始

イ 集合場所

滋賀県立陶芸の森 創作研修館1階視聴覚室（開始時刻の5分前までに集合してください。）

ウ 説明内容

募集要項および仕様書の説明、施設の説明

エ その他

- ・説明会参加につきましては、1団体3名までとします。
- ・指定管理者の募集に係る資料一式を持参願います。
- ・指定申請を行う場合は、できる限りこの説明会に出席してください。
- ・参加を希望する団体がない場合は、実施を取りやめます。

(6) 設計図書等の閲覧

陶芸の森の建物の設計図書および現在の管理運営業務の仕様について、次のとおり閲覧を行います。

ア 閲覧期間

令和7年9月12日（金）から10月16日（木）（土曜日、日曜日および祝日を除きます。）

イ 閲覧時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）

ウ 閲覧場所

滋賀県庁東館2階 商工観光労働部イノベーション推進課モノづくり・地場産業振興係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3793

8 申請に際しての留意事項

(1) 失格または無効

以下の事項に該当する場合は、無効または失格となる場合があります。

- ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
- ウ 申請者が記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- エ 虚偽の内容が記載されているとき。
- オ 滋賀県指定管理者等選定委員会委員、本件業務に従事する本県職員ならびに本県関係者に対して、本件提案についての不正な接触の事実が認められたとき。
- カ その他不正の行為があったとき。

(2) 申請内容の変更

申請書の提出期限前に事業計画書等の記載事項の変更をする場合には、事業計画書等記載事項変更届（様式第8号）により、申請書の提出期限前に届出をしてください。

なお、提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。

(3) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、県は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は理由の如何に関わらず返却しません。

また、申請書類は、必要に応じ複写します。（使用は、陶芸の森の指定管理者の候補者の検討に限ります。）

(4) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する際には、指定管理者申請辞退届（様式第9号）を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。

(6) 情報公開

申請書類は、滋賀県情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(7) その他

ア 指定申請書等の様式

指定申請書等の提出書類は、日本産業規格のA4の大きさとしします。（ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、例外を認めます。）

「7（3）ア提出書類」の項目の順番どおりにファイル等に綴じて提出してください。

イ 言語、通貨、単位等

指定申請書等に用いる言語、通貨、単位は日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

9 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 指定管理者の選定に当たっては、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）に基づく「滋賀県指定管理者等選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された申請書等により審査を行い、（2）に記載する「審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者としします。

イ 審査においては、申請者からヒアリングを行い、申請の内容を総合的に審査します。

1 申請団体あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は20分以内とします。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者の出席をお願いします。

ウ ヒアリングに要する申請者の経費は、全て申請者の負担とします。

(2) 選定に当たっての審査方法等

選定委員会の意見を聴いて滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例第14条第2項各号の選定基準をより具体化した審査基準その他の審査方法を定め、これに基づき、申請内容を総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とします。

選定基準ごとの審査項目、審査内容、配点および選定すべき候補者の決定方法は資料8「審査基準、審査項目、審査内容および配点」のとおりです。

なお、選定委員会の会議は非公開としますが、選定後は申請の概況（経過、申請者名、各申請者の得点状況、各申請者の揭示額等）、審査内容の概要を公表します。

（3）指定管理者の指定方法

指定管理者の候補者として選定された団体については、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を県議会に提出し、議決後、指定管理者として指定します。

なお、指定後速やかに、滋賀県公報において告示します。

10 指定管理者指定後の手続

（1）協定の締結

業務内容や管理の基準に関する細目的事項、管理業務に要する経費を賄うための管理料に関する事項について、指定管理者と知事との間で協議の上、協定を締結するものとします。

（2）引継ぎ

指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、前管理者との間で一定期間、事務事業の引継ぎを行っていただきます。

エレベーター等の保守業務については、指定期間開始と同時に契約が必要となる業務がありますので、注意してください。

令和7年度中に前管理者が受けた施設利用等の予約について、予約時と同一条件での利用を保証するとともに、予約金等の前受金があった場合は、前管理者から引き継ぐこととなります。

（3）その他

ア 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の議決後においても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

（ア） 指定管理者が、7（2）アに掲げる資格を満たさないこととなったとき

（イ） 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

（ウ） 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 スケジュール

（1）募集要項の配布	令和7年9月12日（金）
（2）申請書の提出期限	令和7年10月16日（木）
（3）ヒアリング（審査会）	令和7年10月30日（木）
（4）審査結果の通知	令和7年11月上旬
（5）議会の議決	令和7年12月下旬
（6）指定管理者の指定の告示	令和8年1月中旬
（7）基本協定の締結	令和8年3月

12 問合せ先

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 担当者 吉田

住 所：〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1

電 話：077-528-3793

ファックス：077-528-4876

電子メール：fd00@pref.shiga.lg.jp

資料編

資料1 指定管理者制度導入施設 管理運営状況(令和6年度)

基本情報										
施設名称 (愛称)	滋賀県立陶芸の森(陶芸の森)									
HPアドレス	https://www.sccp.jp/		(建物外観等)							
電話番号	0748-83-0909									
所在地	甲賀市信楽町勅旨2188-7									
設置目的	県民の陶芸に対する理解と親しみを深め、広く陶芸に関する交流の場とするために必要な事業を行うほか、滋賀県立陶芸の森の管理運営を行うことにより、県の陶器産業の振興と文化の向上に寄与するための施設。									
所 管	部局	商工観光労働部				創作研修館				
	課等	イノベーション推進課								
設置年月		平成2年4月								
土 地	敷地面積	約400,000㎡		避難所指定等	甲賀市					
	市街化区域	—		防災拠点指定等	—					
	用途地域	—		文化財指定	—					
建 物	延床面積	5746.88㎡		再生エネルギー等	—					
	取得価額	1,457,283,530円		自家発電設備	有					
運 営	運営方法	指定管理		バリアフリー	障害者用エレベーター	—				
	運営時間	9:30～17:00			多目的トイレ	有				
	休館日	年末年始、毎週月曜日			オストメイト対応トイレ	有				
駐車台数		普通車約250台、大型バス約10台			車いす使用者用駐車場	有				
特記事項 指定管理者:公益財団法人滋賀県陶芸の森										
施設概要										
名 称		主体構造	設置年	延床面積	階 数	耐 震	備 考			
陶芸の森 中世薪窯棟		木造	H16.4.1	112.00㎡	1	—				
陶芸の森 陶芸館		鉄筋コンクリート	H2.4.28	2,334.45㎡	2	—				
陶芸の森 創作研修館管理棟		鉄筋コンクリート	H2.4.28	1,038.68㎡	1	—				
陶芸の森 創作研修館研修棟		鉄筋コンクリート	H2.4.28	877.43㎡	1	—				
陶芸の森 創作研修館宿泊棟		鉄筋コンクリート	H2.4.28	593.41㎡	2	—				
陶芸の森 創作研修館窯場		鉄筋コンクリート	H2.4.28	271.72㎡	1	—				
陶芸の森 泉の広場休憩所		鉄骨造	H4.3.31	151.70㎡	1	—				
陶芸の森 花見台休憩所		木造	H4.3.31	47.90㎡	1	—				
陶芸の森 太陽の広場休憩所		木造	H4.3.31	47.90㎡	1	—				
陶芸の森 創作研修館釉薬処理		鉄筋コンクリート	H2.4.28	47.76㎡	1	—				
陶芸の森 創作研修館ボンベ庫		鉄筋コンクリート	H2.4.28	19.63㎡	1	—				
陶芸の森 ベーパーライザー		鉄筋コンクリート	H2.4.28	3.80㎡	1	—				
陶芸の森 登り窯棟		木造	H2.5.9	113.14㎡	1	—				
陶芸の森 穴窯棟		木造	H2.5.9	49.92㎡	1	—				
陶芸の森 物入棟		木造	H2.5.9	37.44㎡	1	—				

指定管理者管理運営状況（令和3年度～令和6年度）

指定管理者管理運営状況

年度	指定管理者	指定管理期間
R6年度	公益財団法人滋賀県陶芸の森	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
R5年度		
R4年度		
R3年度		

成果情報	R3	R4	R5	R6	備考
利用可能日数(単位:日)	304	280	307	305	
年間利用人数(単位:人)	352,159	346,154	382,274	352,512	
1日あたり利用人数(単位:人/日)	1,158.4	1,236.3	1,245.2	1,155.8	
年間収入(単位:円)	226,943,444	221,954,464	255,266,143	279,989,011	
1日あたり収入(単位:円/日)	746,524	792,695	831,486	917,997	

収入・支出実績 (単位:円)	R3	R4	R5	R6	備考
収入①	226,943,444	221,954,464	255,266,143	279,989,011	甲賀市信楽産業展示館収入除く
施設利用収入	17,450,185	16,745,065	25,690,164	25,970,345	
指定管理料	173,539,000	175,538,000	174,175,000	177,818,000	人件費高騰分の補填
その他収入	35,954,259	29,671,399	55,400,979	76,200,666	ショップ売り上げの増
支出②	226,611,690	223,958,500	246,558,179	271,445,727	甲賀市信楽産業展示館支出除く
人件費	94,541,771	94,286,134	96,763,031	95,962,741	退職金支払いの減
施設管理費	65,835,703	69,283,822	66,886,216	73,110,811	施設修繕費・光熱費にかかる費用の増
事業費	66,234,216	60,388,544	82,908,932	102,372,175	商品仕入れ代等の増
収支 ①-②	331,754	△ 2,004,036	8,707,964	8,543,284	

モニタリング実施状況(令和6年度)

報告書の別	内 容
年度報告	年次事業報告書(令和7年5月報告)
月例報告	月例業務報告書(毎月報告)
実施調査	令和6年9月 実施

利用者ニーズの把握

手法・実施時期	展覧会観覧者(会期毎)、陶芸体験講座参加者(年間)、イベント開催時来場者(9月)に対する利用者満足度調査の実施
実施内容	来園者等へのアンケート調査
調査結果	○展覧会(大変満足・満足):91.5% ・「作品の素晴らしさは実物を見て初めて分かる」この言葉が本当であることを改めて理解しました。一つ一つの解説が作品とマッチしていたので、より感動を覚えました。等 ・素晴らしい作品と最高のお料理のコラボで感動でした!どちらも土から作られ、土から採れたお料理なので体がとても喜んでいる感覚がありました。心から楽しめました。等 ・東南アジアの陶磁を見る機会はなかなかないので、見る事ができて良かったです。作品名の上の解説が素人にも分かりやすく鑑賞の助けとなっていて、とても良かった。等 ○陶芸体験講座(満足):77.4% 作りたいものを考えてきたはずなのに、土を触っているとどんどん違うアイデアが浮かんで来て、全く違う作品になったのが面白かった。新進気鋭の作家さんと直接コミュニケーションが取れて、教えてもらえる素晴らしい取組みだと思います。等 ○イベント開催(とても良い・良い):91.1% ゆっくりと散策しながら素敵な作品と出会えて良かったです。作家さんの個性が出ていて、見ていて楽しかった。通路がベビーカーで通るには少し狭く感じました。ペットボトルの飲み物の販売を増やして欲しい。等

工夫・成果のあった点、運営上の課題

・令和6年度の来園者数は、昨年度から継続する特別展「リサ・ラーソン展」が大変好評だったこともあり、目標値の35万人を上回る352,512人となった。(目標値:35万人以上)。各事業の利用者満足度においても、概ね高い評価を得ている。今後もアーティスト・イン・レジデンス事業や陶芸体験講座の実施により、人的交流を推進するとともに、集客につながるビッグネームの特別企画展の開催や各種イベントの開催・誘致、学校と連携した鑑賞教育や体験教育の受入れ、SNSの積極的な活用等に取り組み、利用者の拡大および満足度の向上に努める。

・陶芸の森は開設から30数年が経過し、施設整備の不具合等の発生も顕著となっている。その修繕費の負担が重く、他の事業費を圧迫している。

資料２ 管理業務仕様書

(1) 陶芸の森の利用を通じた陶器産業の振興および陶芸文化の向上に関する業務	
① 県民に親しまれる施設運営に関する事業 ア 公園の魅力の向上（陶芸作品の屋外展示等） イ 集客促進事業 （ア）一般を対象とした陶芸教室の開催（通年） （イ）イベントの開催・誘致	
② 文化の向上と交流に資する事業 ア 展覧会開催事業 （ア）陶芸館における年４回の特別展の開催 （イ）県外、国外への巡回展示の企画開催 イ 創作事業 （ア）アーティスト・イン・レジデンス事業の実施（通年） ・ゲスト・アーティスト（著名な陶芸家等）の招聘（年５人程度） ・スタジオ・アーティスト（研修作家）の受け入れ（年３０人程度） （イ）滞在作家による講演会・ワークショップの開催（年１０回程度） 滞在作家の展覧会の開催（随時） その他、滞在作家と地元住民等との交流企画の実施（随時） ウ 広報事業（ＨＰ・広報誌等の作成、ＳＮＳ等を活用した広報活動等） エ 子どもやきもの交流事業（年５０回程度） 事業において制作された作品の展覧会の開催（随時）	
③ 産業の振興に関する事業 ア 信楽焼の伝統技法の継承を目的とした講座の開催（年数回） イ 信楽焼の新商品開発支援の取り組み（デザイン研究会の開催等）	
(2) 施設（設備および備品を含む）の維持管理に関する業務 陶芸の森を適切に運営するために、日常的に施設等の点検を行い、美観を維持するとともに、施設等を安全かつ安心して利用できるよう施設等の保全に努めることとし、施設等の不具合を発見した際は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処することとします。	
① 収蔵品収集・保管業務	・県の収蔵品として収集する陶芸作品等の審査・決定は県が行いますが、収集審査会の運営など審査・決定に至るまでの過程において協力することとします。 ・県の収蔵品の点検整理作業を実施し、保存環境を整備し、適正に管理することとします。
② 清掃管理業務	・良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つため必要な清掃業務を実施することとします。
③ ゴミ収集業務	可燃ゴミ収集（週１回程度） 資源ゴミ収集（月１回程度）

④ 滋賀県県有施設点検マニュアルに基づく建築物の構造、設備、敷地の点検	年1回以上
⑤ 空調冷暖房保守管理業務	①総合点検 ②冷房、暖房シーズン切替点検 ③冷房、暖房オンシーズン点検 ④出張点検サービス ⑤冷房、暖房インシーズンフィルター交換
⑥ 設備保守管理業務	①運転・監視・記録・オペレーター業務（常駐1名） ②日常点検業務 空調設備、電気設備、消防設備、給排水・衛生設備、LPGおよびブタンガス設備 ③日常保全業務 空調設備、電気設備、消防設備、給排水・衛生設備、建物設備、LPGおよびブタンガス設備 ④定期点検業務 空調設備、消防設備、給排水・衛生設備、LPGおよびブタンガス設備 ⑤定期保全業務 吸収式冷温水機、給排水・衛生設備 ⑥修理保全業務 電気設備、消防設備、建物内外装、調整池、放送受信設備
⑦ 電気保安点検業務	年間12回（月例点検）、停電点検（年1回）
⑧ エレベーター保守管理業務	メーカー点検
⑨ 消防設備点検業務	①機器点検（半年1回） ②総合点検（年1回） 屋内消火栓設備、屋外消火水槽設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、自家用発電機設備、排煙窓設備、ガス漏れ警報設備、消火器具、避難設備、非常放送設備 ③防火対象物定期点検（年1回） 陶芸館、創作研修館
⑩ 受水槽・高架水槽清掃等業務	①点検清掃（年1回） 受水槽、高架水槽、雑用水槽 ②水質検査（27項目）

⑪ 糞尿処理維持管理業務	①特定水質分析（糞尿）（年12回、7項目） ②日常管理（年48回） ③汚物管理（年48回） ④機器管理（年48回） ⑤污泥管理（年12回） ⑥報告書作成（年12回）
⑫ 害虫等駆除業務	①鼠（年1回） ②ゴキブリ（年1回） ③ダニ（年1回） ④蚊、蠅（年1回）
⑬ バッテリー保守管理業務	液面保守管理（年12回）
⑭ 機械警備業務	機械警備システムの設置および保守管理一式
⑮ 施設警備業務	夜間 2名配置 休園日 1名配置 巡回警備については休園日昼間3回以上、夜間5回以上
⑯ 植栽維持管理業務	（公園部分） 園内の植栽樹木および芝生等の維持管理にあたっては、美観または衛生において良好な状態に保つため、除草、剪定等の必要な処置を講ずることとします。 （森林部分） 日常管理は不要ですが、危険防止のため、年1回程度、管理林道周辺の除草作業を行うこととします。 また、近隣住民からの問合せについては、指定管理者が窓口になり、その後の対応は県と協議して決めることとします。
⑰ 建築物・建築設備点検	建築物 3年に1回（前回点検：令和元年1月） 建築設備 年1回
⑱ 各種小修繕	本来の効用を維持するために必要な修繕（県が長期保全計画として策定した計画（以下「長期保全計画」という。）に基づく修繕等を除く。）については、見積額が1件につき100万円（消費税および地方消費税を含む。以下同じ。）以上のものについては、県の負担と責任において実施するものとし、1件当たり100万円未満のものについては、指定管理者が自己の負担と責任において実施するものとします。

資料3 指定管理者自主事業承認基準

指定管理者自主事業承認基準

(目的)

第1条 この基準は、指定管理者がその管理する施設を活用して行う自主事業について、県が承認する基準その他の取扱いについて定めるものである。

(定義)

第2条 この基準における自主事業とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 協定書において、自主事業として実施することとされている事業
- (2) 協定書に定めがないが、県との協議により新たに自主事業として実施することとされた事業

(自主事業の承認)

第3条 指定管理者が自主事業を行うに当たっては、事前に県に自主事業実施計画書を提出し、その事業内容、収支計画および参加料等を明らかにした上で、書面（電磁的記録を含む。）により県の承認を得なければならない。

- 2 県は、前項の承認をするかどうかを判断するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、自主事業実施計画に係る説明を求めることができるものとする。
- 3 県は、第1項の承認をするに当たって、実施条件を付すことができる。
- 4 指定管理者は、その管理する施設の設置目的の範囲を超える自主事業を実施しようとするときは、当該自主事業の実施前に県から地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

(承認基準)

第4条 県は、指定管理者が行う自主事業が次に掲げる基準の全てに適合していると認められるときは、前条第1項の承認をするものとする。

- (1) 施設の用途または目的を妨げないものであること。
- (2) 施設の認知度向上、イメージアップまたは有効活用に資するものであること。
- (3) 事業日程および事業規模が一般利用者の施設利用を阻害しない範囲であること。
- (4) 事業の内容が公序良俗に反しないものであること。
- (5) 事業の実施に関する安全性が確保されていること。
- (6) 事業の実施に要する全ての費用を指定管理者が負担するものであること。
- (7) 事業の実施に伴う第三者に対する賠償責任等の全ての責任を指定管理者が負うものであること。
- (8) 施設機能に損失または低下が見込まれず、原状復旧が可能なものであること。
- (9) 不特定多数の施設利用者が広く利用もしくは参加できるものであること、または施設利用者もしくは参加者の選定について公平性が確保されていること。
- (10) 参加者から参加料等を徴収する場合、その参加料等の価格設定が著しく高額でないこと。
- (11) 特定の政治団体の政治活動または特定の宗教団体の宗教活動に関するものでないこと。

(実施報告)

第5条 指定管理者が自主事業を実施した場合は、毎年度終了後に参加者の状況、事業成果および経理状況等を県に報告しなければならない。

- 2 県は、前項の報告を受けた場合において、改善が必要な事項があったときは、指定管理者に対し、必要な指示を行うものとする。

付 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

資料4 過去3か年の使用料収入および減免の実績

(単位：千円)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料収入実績		16,745	25,690	25,970
使用料減免実績		227	516	615
事由別内訳	家族ふれあいサンデー	199	501	540
	体験学習の日	4	7	9
	子どもの日	24	8	66

資料５ 管理料参考額の詳細

1 管理料参考額の詳細

(単位：千円)

管理料総額	年 度 別 内 訳				
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
1, 825, 884	182, 682	182, 578	182, 578	182, 578	182, 578
	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
	182, 578	182, 578	182, 578	182, 578	182, 578

2 過去 3 か年における収入・支出の実績および内訳

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
収入合計	221, 954	255, 266	279, 989
利用料金収入	16, 745	25, 690	25, 970
指定管理料	175, 538	174, 175	177, 818
その他収入	29, 671	55, 401	76, 200
支出合計	223, 959	246, 558	271, 446
人件費	94, 286	96, 763	95, 963
施設管理費	69, 284	66, 886	73, 111
事業費	60, 389	82, 909	102, 372

資料6 滋賀県立陶芸の森に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項

滋賀県立陶芸の森に係る指定管理者情報セキュリティ遵守事項

この遵守事項は、協定第〇条第1項に基づき、滋賀県立陶芸の森における情報セキュリティ対策を確実に行うために必要な事項を定めるものである。

第1 用語の定義

この遵守事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報機器 パソコン、サーバ等の何らかの情報処理機能を持つ機器のことをいう。
- (2) ネットワーク 情報機器を接続して通信するための装置および通信回線をいう。
- (3) システム 情報機器、ネットワークを使用した情報処理の仕組みをいう。
- (4) ウィルス等 コンピュータウィルスやその他の不正プログラムをいう。
- (5) ログ 情報機器やシステムの利用状況や通信状況を記録したデータをいう。
- (6) 個人情報等 個人情報や滅失、き損、改ざん等により管理業務の円滑な執行に著しい支障を生じさせるおそれのある重要情報のことをいう。
- (7) ソーシャルメディアサービス インターネットを利用してユーザが情報発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段のことをいう。
- (8) 外部ネットワーク インターネット等の外部と接続可能なネットワークのことをいう。

第2 管理業務で情報機器を利用する場合

1 ウィルス対策

管理業務で利用する情報機器を、ウィルス等から保護するため、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ウィルス等対策プログラムをインストールする。
- (2) ウィルス等定義ファイルの更新の有無を確認し、ウィルス等定義ファイルを最新のものに保つ。
- (3) ウィルス等検査機能を常時稼働させておく。
- (4) 定期的（週1回程度を目安）に完全スキャンを実施する。

2 ウィルス感染時の対応

情報機器がウィルスに感染した場合またはそのおそれがある場合は、被害の拡大を防止し、被害状況の分析を円滑にするため、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 直ちに情報機器からLANケーブルを抜く等、ネットワークからの遮断を行う（無線LANの場合は、電源をオフにせずに通信を行わない設定へ変更をする）。
- (2) 画面を閉じずにそのままの状態を保持する。
- (3) 当該施設の県の所管課に直ちに連絡をする。

3 ソフトウェアの脆弱性対策

情報機器で利用するソフトウェアを安全な状態に保つため、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ソフトウェアの修正プログラム(例: Windows Update)が出た場合は、速やかに導入する。なお、システムに関する修正プログラムについては、システムに不具合が発生しないことを確認した後に導入する。

(2) サポート期限が終了したソフトウェアは使用しない。

4 バックアップの取得

情報機器に記録されたデータについては、データの滅失等の情報セキュリティ事故に備え、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) データの重要度に応じて、取得頻度(年次、月次、週次、日次、随時)および保存期間を設定し、定期的にバックアップを取得する。

(2) 独自に開発したシステムに関しては、プログラムの修正の際にプログラムのバックアップを取得する。

(3) バックアップデータは、情報機器とは別の筐体または外部記憶媒体に保存する。【推奨】

5 ユーザIDの管理

情報機器で利用するユーザIDについては、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ユーザIDの登録および登録抹消手順を定め、適切なユーザ管理を行う。

(2) 利用していないユーザIDが放置されないよう定期的に点検し、必要に応じて登録抹消を行う(特に異動・退職者等が生じた場合)。

(3) 他人にユーザIDを利用させない。また、複数の者で共有する場合は、共用する者以外に利用させない。

6 パスワードの管理

情報機器で利用するパスワードについては、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) パスワードの発行や初期化、変更を行う手順を定める。

(2) パスワードに関する情報は厳重に管理する(パソコンの画面やキーボード等の目に付きやすい場所にパスワードが記載された付箋等を貼りつけない)。

(3) パスワードについて、英大文字、英小文字、数字、記号のうち3種類以上を使用する等、容易に推測されないものにする(12文字以上推奨)。

(4) パスワードを、定期的(人事異動時)に変更するものとし、古いパスワードの再使用を行わない。

(5) 情報機器にパスワードを記憶させない(オートコンプリート機能は使用しない)。

7 ログの取得等

システムに関するログの取得等については、外部からの攻撃、不正行為、障害等の調査ができるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 情報機器に関するアクセス記録、稼働記録、障害記録(以下、「アクセス記録等」という。)のログを取得し、保管期間(1年以上を推奨)を定め、保管をする。

(2) 情報セキュリティ事故、不正行為、障害等が生じた際に、ログの内容をチェックできる体制を整える。

(3) アクセス記録等のログを定期的に検査、分析する。【推奨】

8 盗難等防止措置

情報機器の性質や重要度等に応じて、部屋の施錠や機器の固定等の盗難防止や破損等を防止するための対策を講じるものとする。

9 ソフトウェアのライセンス管理

ソフトウェアの適正な利用を徹底するために、情報機器にインストールされたソフトウェアのライセンスを台帳等で管理するものとする。【推奨】

第3 管理業務で電子メールを利用する場合

1 電子メール送信時

インターネットを利用した電子メールを送信する際には、誤送信の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 互いに面識がない複数の宛先に電子メールを送付する場合は、送信先が非表示となる B c c を使用する (T o、C c については同報するメールアドレスが送信先に知られてしまうため使用しない)。

(2) メールを送信する前に、宛先、送付方法 (T o、C c、B c c)、添付ファイルに誤りがないか確認を行う。

(3) 特に複数の宛先に同時に送信する場合は、複数名で確認を行う。【推奨】

2 電子メール閲覧

不審メールの閲覧によるウィルス感染や不正アクセスを防ぐため、電子メールの閲覧においては、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) 不審メールと思われる電子メールを受信した場合、添付ファイルを開いたり、本文のリンクをクリックしない。

(2) HTML メール (電子メールの本文を、ホームページのレイアウトなどに使う HTML で記述したもの) はメールを開いただけでウィルス感染する場合もあるため、メールソフトの設定を変更し、HTML メールを利用できないようにする。

第4 ホームページを管理する場合

1 新規構築、再構築時

ホームページを新規構築、再構築する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。なお、指定管理期間が新たに開始する場合のホームページに係る取扱いについても同様とする。

(1) 情報処理推進機構 (IPA) の「安全なウェブサイトの作り方」および別冊「安全な SQL の呼び出し方」の最新版に準拠した実装を行う。

(2) S S L / T L S 等によるインターネット上のウェブブラウザとウェブサーバ間でのデータの暗号化通信を実装する。

2 運用保守時

ホームページを運用保守する場合は、「第1 管理業務で情報機器を利用する場合」の対策に加え、次に掲げる対策を施すものとする。

(1) ホームページの脆弱性診断を実施し、ネットワーク機器、公開サーバおよび同サーバ上で稼働するウェブアプリケーション等の脆弱性の有無を確認する。また、受診の結果、脆弱性が検出された場合はその対処法を検討し、対策を実施する。

第5 ソーシャルメディアサービスを利用する場合

1 ソーシャルメディアサービスのセキュリティ対策

ソーシャルメディアサービスを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) ソーシャルメディアサービスの運用ポリシーを定め、当該施設のホームページ等に掲載する。
- (2) 情報配信が実際に当該施設のものであることを明らかにするために、アカウントの自己記述欄等に運用組織を明示する等の方法でなりすまし対策を行う。
- (3) 個人情報等に該当する情報はソーシャルメディアで配信しない（ただし、当事者の了解が得られた場合は除く）。
- (4) ソーシャルメディアについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課に報告をする。

【推奨】

第6 外部ネットワーク・無線LANを利用する場合

1 外部ネットワークを利用する場合

外部ネットワークを利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 不正アクセスを防止するため、外部ネットワークの接続部分には、ファイアウォールおよびルータ等を設置し、経路制御および接続制限等を行う。
- (2) 外部ネットワークからの不正または大量アクセスによりサーバの利用に支障が出ないようにするため、情報機器およびネットワークの冗長化や専用の対策装置の導入、プロバイダ等が提供する対策サービスの利用など、可用性を確保するための対策を講じる。
- (3) 外部ネットワークとの接続においてデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等の情報セキュリティの問題が認められる場合は、速やかに当該外部ネットワークとの接続を遮断する。

2 無線LANを利用する場合

無線LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）を利用する場合は、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 接続に関する認証は「IEEE802.1X(EAP)認証」もしくは「PSK 認証」を使用する。なお、「PSK 認証」を使用する場合は、パスフレーズの文字数を20文字以上で設定し、定期的に更新を行う。
- (2) 通信内容の暗号化の方式については、「CCMP 方式」を使用する。なお、「WEP 方式」、「TKIP 方式」については脆弱性があるため使用しない。
- (3) 無線LANを利用できる場所として設定した範囲を超えて電波が漏出しないよう、電波の伝搬範囲を限定する。
- (4) 無線LANのアクセスポイントの管理用パスワードを適切に設定し、定期的に更新を行う。
- (5) (1)～(4)の他、総務省が作成する別添「企業等が安心して無線LANを導入するために」を参考に必要に応じてセキュリティ対策を講じる。【推奨】
- (6) 無線LANについては、利用に際してあらかじめ当該施設の県の所管課の承認を得る。【推奨】

第7 その他一般事項

1 私物情報機器および私物外部記憶媒体の利用

私物情報機器および私物外部記憶媒体（以下「私物情報機器等」という。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）私物情報機器等の管理業務利用は原則行わない。やむを得ず使用する場合は、上長の許可を得る。
- （２）私物情報機器等の利用を許可する際には、ウィルス対策、脆弱性対策の実施等の条件を付す。
- （３）私物情報機器等の利用を許可した場合、許可する理由、期間等を台帳に記載し管理する。

2 個人情報等を含むデータ等の外部への持ち出し

個人情報等を含むデータおよび情報処理に係る帳票（以下「データ等」という。）の外部への持ち出し（電子メール含む。）については、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （１）データ等の外部への持ち出しは原則行わない。やむを得ず持ち出す場合は、上長の許可を得る。
- （２）持ち出しの許可を得る際には、帯出簿に持ち出し先、期間等を記載し、上長に報告を行う。
- （３）E X C E L形式のデータを外部へ持ち出す際には、別シートや非表示になっている箇所に個人情報等が入っていないか確認する。
- （４）持ち出しの際には、車上荒らしや置き忘れによる紛失等が起こらないように十分に注意する。
- （５）紛失等が起こった場合に備え、個人情報等を含むデータには暗号化やパスワードを施す。
- （６）データ等を持ち帰った際にも、上長に報告を行う。

3 データ等の管理

データ等については、滅失、き損および情報漏えい等の防止を図るため、次に掲げる対策を施すものとする。

- （１）個人情報等を含むデータを情報機器に保存する場合は、端末本体に保存せず、冗長化したファイルサーバに保存する。なお、ファイルサーバは、ウィルス感染等による侵害の拡大を防ぐため、ネットワークドライブに設定しない。【推奨】
- （２）データ等をファイルサーバ以外で保存する場合は、保存用の情報機器、外部記憶媒体は、施錠保管するなど、適正な管理を行う。
- （３）個人情報等を含むデータを外部記憶媒体に保存する場合は、データの名称、外部記憶媒体の種類（U S Bメモリ、外付けハードディスク、C D等）、保存期間、保存場所等を記した管理台帳を作成し、保管状況を把握する。
- （４）情報機器または外部記憶媒体を廃棄する場合は、データが復元できないように物理的に破壊する等の処理を行う。なお、個人情報が含まれた情報機器または外部記憶媒体を廃棄した場合は、管理台帳に廃棄日、処理内容等を記録する。

4 管理業務に従事する者への教育

管理業務に従事する者の役割および理解度等に応じた情報セキュリティに関する教育研修および訓練を定期的および随時に実施し、情報セキュリティ対策を徹底するものとする。

5 緊急時の連絡体制等

個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故や、不正アクセス等による侵害に対して、適切な対応が図れるよう、次に掲げる対策を施すものとする。

- (1) 関係者の連絡先、緊急時の対処手順をあらかじめ定めておく。
- (2) 情報セキュリティ事故が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。また、不正アクセス等による侵害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は警察に通報する。
- (3) 休日に緊急時対応が想定されるシステム（県民等への情報提供や申請・予約等の休日においても利用が想定されるシステム）については、休日においても保守対応が可能となるよう、その旨を保守委託業務の契約書・仕様書に明記する。

6 ホームページ閲覧の留意事項

管理業務でホームページ閲覧を行う場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ホームページ閲覧には常にウィルス感染のリスクがあるため、管理業務と関係あるホームページ閲覧であっても必要最小限の利用とする。

7 特定個人情報の取扱い

管理業務で特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。）を取扱う場合は、別添「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の「安全管理措置」に基づいた対策を施すものとする。

資料7 指定管理者と県とのリスク分担

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
物価等の変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動（ただし、光熱水費を除く。）	協議事項	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
需要の変動	利用者の減少、需要見込みの誤りその他の事由による利用料金収入の減		○
周辺地域・住民および施設利用者への対応	陶芸の森周辺地域との協調、施設の管理運営業務内容に対する住民および施設利用者からの苦情・要望等への対応		○
法令の変更	施設等の設置基準の変更により施設等の新設または改築を要するものなど管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	管理基準の変更を要する法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	指定管理者制度に影響を及ぼす税制変更（消費税）	○ ※利用料金の消費税	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更（法人税、固定資産税等）		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加	○	
	不可抗力による業務の変更、中止、延期		○
運営リスク	施設、機器等の不備もしくは施設管理上の瑕疵または火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○
	改修、修繕、保守点検等による施設の一部の利用停止		○
事業の遅延、中止	建物所有者の責任による遅延、中止	○	
	事業者の責任による遅延、中止		○
	事業者の事業放棄、破綻		○
書類等の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類等の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達等	運営上必要な初期投資、運営資金の確保		○
管理物件の損傷	経年劣化によるもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）（長期保全計画に基づき修繕等を行うものを除く。）		○
	経年劣化によるもの（上記以外）	○	
	長期保全計画に基づき修繕等を行うもの	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（見積額が1件当たり100万円未満のものに限る。）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者による管理物件の管理運営上の瑕疵によるもの		○
	管理者としての注意業務を怠ったことによるもの		○
	上記以外	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		県	指定 管理者
運営費の増大	県以外の要因による運営費の増大		○
第三者への賠償	管理業務の執行に伴い第三者に損害を与えた場合		○
安 全 性 の 確 保、環境の保 全	維持管理、運営における安全性の確保および周辺環境の保全 (応急措置を含む。)		○
セキュリティ	警備および情報セキュリティ対策の不備による情報漏洩、犯 罪発生等		○
事業終了時の 費用	指定期間が終了した場合または期間中途において業務を廃止 した場合における事業者の撤収費用および新しい指定管理者 への引継費用		○

「急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動」とは、以下の場合をいう。

指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年５月～申請年４月の平均値）と協議年指標値（協議しようとする前年５月～協議しようとする年４月の平均値）を比較し、３％以上の変動が認められた場合。なお、この条項により、指定管理料の改定を行った場合、それ以降は「指定管理者申請年指標値（指定管理者申請の前年５月～申請年４月の平均値）」とあるのは「前回改定の際に用いた指標値（改定の前々年５月～改定の前年４月の平均値）」と読み替える。

指標値：「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）・賃金指数・きまって支給する給与・調査産業計・一般労働者 30 人以上

資料8 審査基準、審査項目、審査内容および配点

選定基準 (条例第14条)	審査項目	審査内容	配点 (100点満点)	確認する書類
1 県民の公平な利用を確保できるものであること（第1号関係）	・公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・事業内容等に偏りがなく、広く県民に利用の機会が与えられているか ・多様な利用者への配慮はなされているか	10	事業計画書
2 陶芸の森の効用を最大限に発揮させるものであること（第2号関係）	・施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性	・事業者の示した基本方針が県の運営方針と合致しているか ア．収蔵品を活用した、子どもや高齢者も楽しめる展示や陶芸の森が実施する事業の成果を発表する展示の他、専門性、芸術性の高い展覧会など、多彩で魅力ある展示内容について検討されているか イ．収蔵品の適切な保管について検討されているか ウ．より効果的な展覧会となるように、展覧会の開催方法について検討がなされているか エ．アーティスト・イン・レジデンス事業による陶芸文化の創造や魅力発信に向けた具体的な方策が示されているか オ．信楽焼産地の人々と滞在アーティストとの交流や陶芸に関連するイベント実施等を通じた時代の陶芸文化の担い手育成に寄与する事業について検討されているか カ．信楽ブランドを構築し、国内外へ発信を行うことで陶器産業の振興に結び付けることを目的とする事業について検討されているか キ．地元陶芸家や学校、ボランティア等との協働による効果的な教育プログラムを子どもたちに提供できるか ク．陶芸の森が実施する事業間や関係主体が実施する取組との連携、あるいは関係主体間の連携についてについて検討されているか	15	事業計画書 収支計画書
	・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案、陶芸の森が取り	・10年間の指定管理期間を踏まえた積極的な提案であるか ・新規性やチャレンジ性があり、施設の活性化に寄与することが期待される、魅力的な提案であるか	10	

	組む事業間や関係主体（地元住民、学校、企業、他産地、信楽窯業技術試験場等）との連携に関する提案	- 提案内容が自主事業である場合は、自主事業承認基準を満たすことが見込まれるか - 上記ア～キの取組の連携が図られているか - 関係主体と連携した事業計画がなされているか		5	
	利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	- 広報計画の内容は適切か - 利用の拡大に向けた取組は適切か	5		
	サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	- 苦情等の未然防止と対応策は十分か - 利用者ニーズの把握および対応策は適切か - 利用料金の設定は適切か - 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか	5		
	施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性	- 施設管理、安全管理は適切か - 維持管理は効率的に計画されているか - 業務の再委託は適切か	5		
3 陶芸の森の管理に係る経費の縮減が図られていること（第3号関係）	施設の管理運営に係る経費の内容	県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか	15	25	事業計画書 収支計画書
	収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	- 収入・支出の積算と事業計画の整合性は図られているか - 収支計画の実現可能性はあるか - 利用者のサービスの向上に向けて、収益の確保や経費の縮減に取り組もうとしているか	10		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号関係）	安定的な運営が可能となる人的能力	- 職員体制は十分か - 有資格者・経験者などの配置状況は適切か - 人材育成、研修等の体制は十分か	5	19	事業計画書 収支計画書 その他の書類
	安定的な運営が可能となる経理的基盤	財務状況は健全か	5		

	・類似施設の運営実績	類似施設を良好に運営した実績はあるか	3		
	・その他適切な管理を行うための能力	・緊急事態に対応する体制がとれているか ・環境への配慮がなされているか	3		
	・人権への配慮	・職員への人権研修の実施や、外部の相談窓口の設置、定期的な職員アンケートの実施等、誰もが安心して働ける職場づくりへの配慮がなされているか ・人権等に配慮した業務の遂行が可能か	3		
5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項（グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。）	・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用	・県内に本店を有する事業者であるか	1	1	・会社定款
		・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1	1	・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（県発行）の写し ・次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
		・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること	1	1	・労使協定または就業規則の該当箇所の写し

		・ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1	1	・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者）障害者雇用状況報告書の写し ・（障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者）申立書の写し ・「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し
		・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1	1	・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（県発行）の写し ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業

				主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し	
		・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人K E S 環境機構の実施するK E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1	1	・①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、その認証証・登録証の写し

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「施設の効用の最大化」、「経費の縮減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

また、選定基準ごと（滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く）の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。

様式編

様式第 1 号

指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印
連絡先 担当者名
電話・FAX

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、滋賀県立陶芸の森の設置
および管理に関する条例第14条第1項の規定により申請します。

記

滋賀県立陶芸の森

グループ構成表

グループ名_____

(代表となる団体)	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の役職・氏名	印

(構成団体)	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の役職・氏名	印

(構成団体)	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の役職・氏名	印

(構成団体)	主たる事務所の所在地	
	団体の名称	
	代表者の役職・氏名	印

様式第2号

陶芸の森の管理運営に係る事業計画書

(ア) 基本方針	
・ 指定管理者の指定を申請した理由	
・ 陶芸の森の管理運営を行うにあたっての基本方針	
(イ) 事業等の実施計画	
a	管理運営目標の達成に向けた事業計画（10年間における事業計画の概要を記載すること） ・ 多彩な魅力あふれる展覧会の開催や収蔵品の活用による陶芸文化の向上 （展覧会のテーマに関する案や収蔵品の活用案についても可能な限り示すこと） ① [前期] ② [後期] ・ アーティスト・イン・レジデンス事業による新しい陶芸文化の創造 （アーティスト・イン・レジデンス事業の具体的な魅力発信の方法についても示すこと） ① [前期] ② [後期] ・ 信楽ブランドの構築による陶器産業の振興 （具体的な信楽ブランド構築の方法や魅力発信の方法についても示すこと） ① [前期] ② [後期] ・ 本物の陶芸を体験する機会の提供による未来を担う子どもたちの育成 ① [前期] ② [後期] ・ 利用者の拡大と効率的・効果的な施設の管理運営 ① [前期] ② [後期] ※①については令和8年度から令和12年度までの前期計画、②については令和13年度から令和17年度までの後期計画を具体的に記載すること
b	施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案、陶芸の森が取り組む事業間や関係主体（地元住民、学校、企業、他産地、信楽窯業技術試験場等）との連携に関する提案（自主

事業でも可。提案は任意としますが、いただいた提案は評価対象としますので、是非、施設の活性化に向けた積極的な提案をお願いします。)
c 管理経費の縮減、収入増に向けた取組
d 施設の維持管理業務
e 自主事業における取組
f 管理運営体制
・組織図
・人員体制 (組織図に記載された職員全ての雇用関係、勤務体制(勤務時間、休日設定など)、職務分担および職務内容を示すこと)
・人員配置計画等 (責任体制(責任者の常駐の有無等)、執行体制(広報、経理・管理、苦情処理、安全管理、職員ローテーション等)、有資格者・経験者の配置状況等) (陶芸の森において実施される各種事業や地域の活動間の相互連携を促すことのできる人員体制の構築に配慮すること)
・人材育成方針および研修計画 (職員の専門性を高めるための取組や外部の人材や組織との協働による事業の実施等についても人材育成の手法として評価しますので、是非、検討をお願いします)
・現に従事している職員の雇用についての考え方
・業務の一部について第三者への委託を予定している場合は、その項目、予定金額、委託先、選定

方法などを含めた外部委託の考え方

g 広報計画

h その他

- ・個人情報保護の取り組み

- ・情報公開への対応

- ・環境への配慮

- ・職員の採用、障害者の雇用への対応

- ・人権への配慮

- ・防災、防犯その他緊急時の体制・対策

- ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

- ・利用者の要望の把握および対応策

- ・円滑な業務引継ぎに向けての計画

- ・特記事項（その他、陶芸の森の設置目的を効果的、効率的に達成する方法についての提案があれば記載）

様式第 3 号

収支計画書

a 陶芸の森の管理運営に係る令和8年度収支予算案

収入 (単位：千円)

科 目	令和8年度	令和●年度 令和●年度～令和●年度 等	増減	対比率	備 考
I・・・収入					
1…収入					
利用料金収入					
指定管理料収入					
…収入					
2…収入					
…収入					
…収入					
収入合計					

(注) 収入の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

支出 (単位：千円)

科 目	令和8年度	令和●年度 令和●年度～令和●年度 等	増減	対比率	備 考
I・・・支出					
1…支出					
管理費					
事業費					
事務費					
…費					
2…活動支出					
…費					
…費					
支出合計					

(注) 支出の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

b 利用料金に関する考え方

様式第3号

収支計画書

C 指定期間10年間の収支計画

(a) 利用人員等予測

(単位：人)											
項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合 計
入園者数											
観覧者数											

(b) 収支計画

●管理運営に関するもの

収入												(単位：千円)	
項 目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合 計	備 考
利用料金収入													
滋賀県からの指定管理料													
その他収入													
	その他の収入												
合 計													

(注) 収入の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

(単位：千円)															
支出	項	目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合 計	備 考	
管理費															
	人件費														
	設備管理費														
	光熱水費													電気・ガス・水道・燃料	
	消耗品費													消耗品、印刷製本費	
・・・費															
事業費															
	人件費														
	光熱水費													電気・ガス・水道・燃料	
	消耗品費													消耗品、印刷製本費	
	通信費													電話、通信運搬費	
	委託費														
		電気設備保守委託													施設保守、清掃委託
		警備委託													警備委託
		・・・委託													
	修繕費														
・・・費															
	・・・費														
	・・・費														
事務費															
消費税															
	合	計													

(注) 支出の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

●自主事業に関するもの

収入												(単位：千円)	
項 目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合 計	備 考
自主事業による収入													
	〇〇収入												
	△△収入												
	××収入												
その他収入													
合 計													

(注) 収入の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

(単位：千円)													
項 目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	合 計	備 考
自主事業費													
	〇〇費												
	△△費												
	××費												
事務費													
消費税													
合 計													

(注) 支出の項目等はあくまで例示であり、必要に応じた加除は差し支えありません。

様式第 4 号

団 体 概 要 書

項 目	内 容
事業者（法人、団体）名	
代表者職・氏名	
団体の所在地	
設立年月日	
基本財産	令和 年 月 日現在 千円
職員数	令和 年 月 日現在 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する 過去の業務実績	
特記事項	

様式第 5 号

令和 年 月 日

誓 約 書

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

滋賀県立陶芸の森の指定管理者指定申請を行うに当たって、下記の事項については真実に相違ありません。

なお、申請者の備えるべき資格のうち、下記 3、4 の事項について承諾します。

記

- 1 滋賀県立陶芸の森指定管理者募集要項「7 申請の手続（2）申請者の備えるべき資格等」に定める欠格要件に該当せず、申請者としての資格を有していること。
 - 2 滋賀県立陶芸の森指定管理者指定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないこと。
 - 3 滋賀県税（個人県民税および地方消費税を除く。）およびこれに付随する延滞金等に滞納がないことを確認するため、滋賀県税の完納情報提供事務実施要領に基づき、県の税務担当課に照会し、完納情報を入手すること。
 - 4 暴力団排除に係る欠格要件該当の有無を確認するため、県の事務事業から暴力団を排除する措置のための指針に基づき、滋賀県警察本部に照会すること。
- ※ 誓約書が提出された時点で滋賀県税を納付書等により完納していたとしても、完納が確認できるまでに、1 週間から 4 週間程度の時間差が生じる場合がある。

令和 年 月 日

募集要項の内容等に関する質問書

(あて先)
滋賀県知事

申請者 主たる事務所の所在地
 団体の名称
 代表者の役職・氏名

質問項目	質問内容

※ 質問項目には、募集要項のどの部分についてのものか、該当する部分がわかるように記載してください。(例：募集要項〇頁の〇行目)

法人等名
担当者名
連絡先：電話
 ：ファックス
 ：電子メール

様式第 7 号

説明会参加申込書

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

陶芸の森における指定管理者募集に係る説明会に参加したいので申し込みます。

1 出席者名簿

部署	役職・氏名

2 本件に関する連絡先

(1) 担当者の役職・氏名

(2) 部署

(3) 電話番号、FAX番号

様式第 8 号

事業計画書等記載事項変更届

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

下記のとおり変更したので、届け出ます。

記

様式第 9 号

指定管理者申請辞退届

令和 年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の役職・氏名 印

令和 年 月 日付けで滋賀県立陶芸の森の指定管理者指定申請書を提出しましたが、都合により辞退しますので届け出ます。